

トラックの車両内ベッドの技術要件の検討について

1. 背景

- トラック運転者の1日の拘束時間等を定める改善基準告示が改正され、来年2024年4月より、2人乗車の場合の例外として、以下のいずれの要件も満たす車両内ベッドでの休息により拘束時間の延長が可となるところ。
 - ・長さ198cm以上、かつ幅80cm以上の連続した平面であること
 - ・クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること
- この休息を取る上での要件は、輸送するものが限定的な一部車両（競走馬の輸送に用いるためのトラック）に備えられている専用ベッドが現時点で該当するとして規定されている。
- 市場には拘束装置があるものやないものなど様々なタイプの車両内ベッドがあることが把握されている。

2. 対応案

- 海外の状況や事故実態等の調査を踏まえ、トラックの車両内ベッドとして求められる技術要件を検討。

3. スケジュール案

- 2023年中 : 海外における同様の車両内ベッドの技術要件、国内事故実態等の調査を完了
- 2023年12月 : 国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)専門分科会(GRSP)にて問題提起、議論
- 2024年3月 : 車両安全対策検討会での審議